



県章

# 滋賀県公報

令和6年(2024年)  
7月12日  
第528号  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

### ○ 告 示

児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定(障害福祉課).....	1
滋賀県畜産技術振興センターの肉畜の販売に係る販売代金の徴収事務の委託(畜産課).....	1
滋賀県畜産技術振興センターの家畜の販売に係る販売代金の徴収事務の委託(畜産課).....	2
道路区域の変更(道路保全課).....	2

### ○ 公 告

令和6年度職業訓練指導員試験実施公告(労働雇用政策課).....	2
県営土地改良事業工事完了公告(耕地課).....	5
公共測量終了公告(監理課).....	5

### ○ 健康福祉事務所告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出(東近江).....	5
--	---

### ○ 収 用 委 員 会 公 告

裁決手続開始決定公告.....	5
-----------------	---

### ○ 雑 報

令和6年度琵琶湖竹生島タブノキ林の保全・再生事業(カワウ個体数調整等事業)業務委託公告.....	12
--	----

## 告 示

### 滋賀県告示第239号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。  
令和6年7月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
多機能型事業所大空一そら一	蒲生郡日野町上野田273番地2	社会福祉法人わたむきの里福祉会	蒲生郡日野町上野田805番地	放課後等デイサービス	令和6.7.1	2551500057

### 滋賀県告示第240号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2条第1項の規定に基づき、滋賀県畜産技術振興センターの肉畜の販売に係る販売代金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和6年7月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 委託の相手方 株式会社滋賀食肉市場 近江八幡市長光寺町1089番地4
- 委託事務の内容 滋賀県畜産技術振興センターの肉畜の販売に係る販売代金の徴収事務
- 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 徴収の方法 納入通知による振込

## 滋賀県告示第241号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2条第1項の規定に基づき、滋賀県畜産技術振興センターの家畜の販売に係る販売代金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和6年7月12日

滋賀県知事 三日月 大造

- 委託の相手方 高島総合家畜市場運営協議会 高島市今津町弘川249番地1
- 委託事務の内容 滋賀県畜産技術振興センターの家畜の販売に係る販売代金の徴収事務
- 委託期間 令和6年5月1日から令和7年3月31日まで
- 徴収の方法 納入通知による振込

## 滋賀県告示第242号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和6年7月12日から令和6年7月26日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月12日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	栗東信楽線	栗東市六地藏字梅木348番2地先から	変更後	最小 18.8m } 最大 25.2m	314.2m	道路改良工事(現道拡幅)に伴う道路区域の変更
		栗東市六地藏字日光山261番地先まで	変更前	最小 6.6m } 最大 21.8m		

## 公 告

## 令和6年度職業訓練指導員試験実施公告

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)第30条第1項の規定に基づき、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和6年7月12日

滋賀県知事 三日月 大造

- 試験を実施する職種 園芸科、造園科、森林環境保全科、鉄鋼科、鋳造科、鍛造科、熱処理科、塑性加工科、溶接科、構造物鉄工科、金属表面処理科、機械科、電子科、電気科、コンピュータ制御科、発電電科、送配電科、電気工事科、自動車製造科、自動車整備科、自動車車体整備科、航空機製造科、航空機整備科、鉄道車両科、造船科、時計科、光学ガラス科、光学機器科、計測機器科、理化学機器科、製材機械科、内燃機関科、建設機械科、農業機械科、縫製機械科、織布科、織機調整科、染色科、ニット科、洋裁科、洋服科、縫製科、和裁科、寝具科、帆布製品科、木型科、木工科、工業包装科、紙器科、製版・印刷科、製本科、プラスチック製品科、レザー加工科、ガラス科、ほうろう製品科、陶磁器科、石材科、麺科、パン・菓子科、食肉科、水産物加工科、発酵科、建築科、枠組壁建築科、とび科、建設科、プレハブ建築科、屋根科、スレート科、建築板金科、防水科、サッシ・ガラス施工科、畳科、インテリア科、床仕上げ科、表具科、左官・タイル科、築炉科、ブロック建築科、熱絶縁科、冷凍空調機器科、配管科、住宅設備機器科、さく井科、土木科、測量科、建築物設備管理科、ボイラー科、クレーン科、建設機械運転科、港湾荷役科、化学分析科、公害検査科、木材工芸科、竹工芸科、漆器科、貴金属・宝石科、印章彫刻科、

塗装科、広告美術科、デザイン科、義肢装具科、電気通信科、電話交換科、事務科、貿易事務科、流通ビジネス科、写真科、介護サービス科、理容科、美容科、ホテル・旅館・レストラン科、観光ビジネス科、日本料理科、中国料理科、西洋料理科、臨床検査科、フラワー装飾科、メカトロニクス科、情報処理科、フォークリフト科、建築物衛生管理科および福祉工学科

- 2 試験の科目 学科試験のうち指導方法(職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導および職業訓練関係法規)
- 3 試験の免除 実技試験または学科試験において、試験の全部または一部の免除を受けることができる者は別表のとおり
- 4 受験資格
  - (1) 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。
    - ア 法第44条第1項の技能検定に合格した者
    - イ 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。)第45条の2第2項または第3項に規定する者
  - (2) (1)に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
    - ア 禁錮以上の刑に処せられた者
    - イ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者
- 5 試験日時 令和6年10月11日(金)午前10時30分から正午まで
- 6 試験場所 滋賀県庁東館7階大会議室 大津市京町四丁目1番1号
- 7 受験手続
  - (1) 受験手続は書面申請または電子申請で行うことができる。
    - ア 書面申請の場合における受験申請書類 受験申請書(受験票および写真票を含む。)、履歴書、写真2枚(申請前6か月以内に撮影した上半身、無背景、正面脱帽の写真で、縦4センチメートル、横3センチメートルとし、裏面に氏名を記載したもの)および受験資格を有していることを証明する書類、63円切手1枚
    - イ 電子申請の場合における受験申請書類 写真(申請前6か月以内に撮影した上半身、無背景、正面脱帽の写真で、縦560px×横420px 解像度350dpi 程度のデータ)および受験資格を有していることを証明する書類

※ 電子申請は、滋賀県ホームページの職業訓練指導員試験サイトから「しがネット受付」に接続し、申込画面上に従い、受験申請書および履歴書の作成ならびに写真および証明書のアップロードを行うことができる。

※ 申請書類は、理由のいかんを問わず返却しない。
  - (2) 試験の免除申請 試験の免除を受けようとする者は、別表の左欄に掲げる者に該当することを証する書類を添付すること。
  - (3) 申請書類の提出先 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
  - (4) 申請書類の提出期間 令和6年9月2日(月)から令和6年9月13日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)  
なお、郵送の場合は、令和6年9月13日(金)までの消印があるものに限り受け付ける。
  - (5) 受験手数料 3,100円
    - ※ 書面申請の場合、滋賀県収入証紙を受験申請書に貼付すること。
    - ※ 電子申請の場合、しがネット受付サービスによるクレジットカード決済となる。
    - ※ 試験免除となる場合、手数料は不要とする。
    - ※ 納付された手数料は、理由のいかんを問わず返還しない。
  - (6) 受験票の交付 受験票は、受験申請書類の提出期間終了後に郵送する。
- 8 合否判定の基準 学科試験のうち指導方法について満点の6割以上の得点がある場合に合格とする。
- 9 合格発表 令和6年11月5日(火)に合格者の受験番号を滋賀県公報で公示するとともに、合格者本人宛て通知する。

なお、口頭による試験結果の開示請求は、次に定めるところにより行うことができる。

  - (1) 期間 令和6年11月5日(火)から令和6年12月5日(木)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)
  - (2) 時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
  - (3) 場所 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁東館4階
  - (4) 持参するもの 職業訓練指導員試験受験票および本人であることを証明する書類(運転免許証など)
  - (5) 開示する内容 得点
  - (6) その他 開示できる試験結果は、本人のものに限る。電話等による問合せには、一切応じない。

## 10 その他

- (1) 受験申請書は、滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課、県内各合同庁舎および県内各職業能力開発施設において交付する。
- (2) 受験申請書の郵送を希望する者は、1部の場合は切手140円分を同封の上、2部以上の場合は問合せの上、滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課に申し込むこと。
- (3) 試験についての問合せ先 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 電話 077-528-3755

## 別表

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、1級の技能検定または単一等級の技能検定に合格した者（バルコニー施工または電子回路接続の技能検定に合格した者を除く。）	実技試験の全部および学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法および関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科または専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科および福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科または専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科および福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者であって、法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	実技試験の全部
免許職種に関し、応用課程または特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程または特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学または高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した	学科試験のうち関連学科

者(当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。)	
規則別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	規則別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験
規則第45条の2第3項第4号に規定する者	実技試験の全部

県営土地改良事業工事完了公告

次の地区の県営土地改良事業の工事は、完了した。

令和6年7月12日

滋賀県知事 三日月 大造

地区および事業の名称	工事完了年月日
県営野洲川沿岸中流地区農業用水再編対策事業	令和6年5月22日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和6年7月12日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(航空レーザ測深)
- 2 作業の地域 近江八幡市南津田町、船木町、大房町、小船木町、土田町、白鳥町、堀上町、日吉野町、馬淵町
- 3 作業の終了日 令和6年6月12日

健康福祉事務所告示

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第9号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和6年7月12日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 小林 靖 英

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
社会福祉法人竜王町社会福祉協議会指定障害福祉サービス事業所	蒲生郡竜王町小口4-1	社会福祉法人竜王町社会福祉協議会	蒲生郡竜王町小口4-1	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2511500080	令和6.9.30

収用委員会公告

裁決手続開始決定公告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

令和6年7月12日

滋賀県収用委員会会長 田口 勝之

- 1 起業者の名称 滋賀県 代表者 滋賀県知事 三日月大造

- 2 事業の種類 県道木之本長浜線改築工事(長浜市森町字一本木地内から同市相撲町字十四地内まで)
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目および地積等 次の表のとおりとする。
- 4 土地所有者の氏名および住所 次の表のとおりとする。
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所およびその権利の種類等 次の表のとおりとする。
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和6年7月10日

裁決手続開始を決定した土地							土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所在	地番	地目		地積		取用しようとする土地の面積(m <sup>2</sup> )	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	登記申請受付年月日および番号
		公簿	現況	公簿(m <sup>2</sup> )	実測(m <sup>2</sup> )							
長浜市森町字一本木	354番	宅地	宅地	264.46	271.04	271.04	高島克巳 ただし、土地登記簿上の氏名 高島克巳	長浜市木之本町木之本2121番地3 ただし、土地登記簿上の住所 長浜市木之本町廣瀬291番地11	平塚一廣	福井県敦賀市栄新町2番2号	所有権移転請求権仮登記	平成16年2月4日第1637号
									同上	同上	抵当権	平成16年2月4日第1636号
									同上	同上	同上	平成21年8月17日第8202号
									滋賀県長浜市	長浜市八幡東町632番地	差押	平成16年6月21日第8763号



									土地 登記 簿上 の 名 称 滋 賀 県 伊 香 郡 木 之 本 町			
									山田 雅 経	長 浜 市 泉 町 1493 番 地	抵 当 権	平 成 27 年 10 月 7 日 第 9691 号
									同 上	同 上	同 上	平 成 27 年 10 月 7 日 第 9692 号
									滋 賀 県 信 用 保 証 協 会	大 津 市 打 出 浜 2 番 1 号 た だ し、 土 地 登 記 簿 上 の 住 所 大 津 市 に お の 浜 三 丁 目 1 番 37 号	根 抵 当 権	平 成 7 年 7 月 11 日 第 9045 号
									有 限 会 社 三 愛 グ ル ー プ	長 浜 市 酢 854 番 地 た だ し、 土 地 登 記 簿 上 の 住 所 東 浅	根 抵 当 権	平 成 16 年 5 月 21 日 第 7198 号



									井郡 虎姫 町大 字酢 854番 地			
長浜市 森町字 一本木	354番 1	宅地	宅地	146.11	149.65	149.65	高島克巳 ただし、 土地登記 簿上の氏 名 高島 克巳	長浜市木 之本町木 之本2121 番地3 ただし、 土地登記 簿上の住 所 長浜 市木之本 町 廣 瀬 291番 地 11	平塚 一廣	福井 県敦 賀市 栄新 町2 番2 号 ただ し、 土地 登記 簿上 の住 所 福井 県敦 賀市 栄新 町3 番28 号	所有 権移 転請 求権 仮登 記	平成16 年2月 4日第 1637号
									同上	同上	抵当 権	平成16 年2月 4日第 1636号
									同上	同上	同上	平成21 年8月 17日第 8202号
									滋賀 県長 浜市 ただ し、 土地 登記 簿上 の名 称 長浜 市	長浜 市八 幡東 町632 番地	差押	平成16 年6月 21日第 8763号
									同上	同上	参加 差押	平成16 年8月 18日第

			11420号
同上	同上	同上	平成17年5月18日第5771号
滋賀県長浜市	同上	同上	平成21年9月16日第9297号
同上	同上	同上	平成25年2月1日第1008号
同上	同上	同上	平成29年2月14日第1240号
同上	同上	同上	平成30年2月2日第975号
同上	同上	同上	平成31年1月31日第791号
同上	同上	同上	令和2年3月4日第1950号
同上	同上	同上	令和3年9月14日第11354号
同上	同上	同上	令和4年5月30日第4354号
滋賀県長浜市ただし、土地登記簿上の名称滋賀	同上	同上	平成21年10月20日第10416号



注 裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別添図面の着色部分(別添図面 略)

雑 報

令和6年度琵琶湖竹生島タブノキ林の保全・再生事業(カワウ個体数調整等事業)業務委託公告

琵琶湖北部地域の生物多様性を保全・再生するため、竹生島およびその周辺部の琵琶湖北部地域において、エアライフルと散弾銃によるカワウの個体数調整を行うに当たり、委託先候補者を選定するために公募型プロポーザルを実施する。

令和6年7月12日

竹生島タブノキ林の保全・再生事業推進協議会会長 井口昭宏

- 1 事業の名称 令和6年度琵琶湖竹生島タブノキ林の保全・再生事業(カワウ個体数調整等事業)業務
- 2 プロポーザルの方式 公募型プロポーザル方式
- 3 業務の委託者 竹生島タブノキ林の保全・再生事業推進協議会会長 井口昭宏
- 4 業務の内容 「令和6年度琵琶湖竹生島タブノキ林の保全・再生事業(カワウ個体数調整等事業)業務説明書」、「鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書」および「令和6年度琵琶湖竹生島タブノキ林の保全・再生事業(カワウ個体数調整等事業)業務公募型プロポーザル実施要領(募集要領)」によるものとし、次の(1)または(2)の場所で配布するほか、長浜市ホームページに掲載する。

竹生島タブノキ林の保全・再生事業推進協議会事務局

- (1) 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号(滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課鳥獣対策室内) 電話 077-528-3489
  - (2) 〒526-0033 長浜市平方町1152番2号(滋賀県湖北森林整備事務所内) 電話 0749-65-6616
- 5 委託期間 契約締結の日から令和6年10月31日まで
  - 6 予定価格 6,994,900円(消費税及び地方消費税(10%)を含む。)

※ ただし、カワウの生息状況や捕獲状況等により変更する場合がある。

- 7 参加資格 以下の条件すべてに該当すること。
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に準ずる者に該当する者でないこと。
  - (2) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないことおよび長浜市の指名停止基準に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
  - (3) 滋賀県内に事務所・支店・営業所等の拠点を設置している者であること。
  - (4) 「令和6年度琵琶湖竹生島タブノキ林の保全・再生事業(カワウ個体数調整等事業)業務説明書」に記載する業務を的確に遂行する能力を有すると認められる者であること。※ 企画提案書等提出時にその能力を有する者であることが証明できる関係書類を提出すること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。)

第2条第2号に規定する暴力団(以下この号において「暴力団」という。)

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)

ウ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者

エ 役員等(プロポーザルに参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。)に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人

オ プロポーザルに参加する個人から県との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人

カ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人

- 8 企画提案書について 参加を希望する者は、次により企画提案書を提出するものとする。

- (1) 提出期間 令和6年7月5日(金)から令和6年7月16日(火)17時まで
- (2) 提出方法 持参または郵送(書留郵便に限る。)によること。
- (3) 提出先 4に記載した(1)または(2)の場所
- (4) その他 様式は4に記載した(1)または(2)の場所で配布するほか、長浜市ホームページに掲載する。

- 9 説明会の開催 開催しない。